

## **令和7年度愛媛県外国人材地域共生促進事業費補助金交付要領**

### **1. 趣旨**

県が行う令和7年度愛媛県外国人材地域共生促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び令和7年度愛媛県外国人材地域共生促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるものほか、この要領に定めるところによる。

### **2. 交付対象者**

補助金の交付対象者は、愛媛県内の事業所において外国人材を雇用する中小企業等とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団又は暴力団員
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、当該事業の目的に照らして適切でないと知事が認める者

### **3. 対象経費、補助率及び補助限度額**

補助金の対象経費、補助率及び補助限度額は、要綱の別表に定めるとおりとする。

### **4. 事業実施期間**

補助対象事業の実施期間は、令和7年7月18日から令和8年2月28日までとする。

### **5. 実績報告**

補助対象事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）から起算して1か月を経過した日、または補助金の交付決定を受けた年度の2月28日のいずれか早い日までに要綱第10条に基づき、実績報告書を提出すること。

### **6. 補助の取り消し**

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金については、返還を求めることがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助事業の実施について不正行為があったとき
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき
- (5) 法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

### **7. 交付申請の方法**

交付要綱第5条の規定に基づき、申請募集期間内に必要書類を県に提出すること。

また、書類について押印を省略する場合は事前に担当まで連絡のうえ、別途指示するメールアドレスまでデータを送付すること。

## 8. 申請書類の押印を省略する場合の取扱い

以下の提出方法を取ることにより、押印を省略し、電子メールで提出することができる。手続きの簡素化及び迅速化の観点から、可能な限り、本方法によること。

- (1) 押印を省略する文書に、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入すること。

### 【記載例】

本件責任者（職氏名・連絡先）	〇〇支店長 愛媛 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者（職氏名・連絡先）	営業課長 松山 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇

(注) 責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を指す。

担当者とは、本件に関する事務を担当する者を指す。

- (2) 提出は、電子メールにより、県の担当者及び県・申請事業者双方の上席者をあて先にして送付すること。(アドレスは、別途指示する。)

(注) *Bcc* は使用せず、*To* 又は *Cc* に別途指示するあて先を指定して、要件としている送付先が確認できるようにすること。

申請事業者側の上席者もあて先にすること。(会社アドレスは不可。)

## 9. 問い合わせ・交付申請書提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課 外国人材グループ

TEL:089-907-5228

メール:[sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp](mailto:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp)